

# 第一次山東派兵における出兵決定過程

## —陸軍省部と外務省の対応を中心として—

### 溝 部 竜

はじめに

第一次山東派兵にあつて、日本政府の主要な政策決定は「出兵」、「青島から濟南への進出」、「増派」、「撤兵」などに見られる。このうち「出兵」にかかる政策決定は、居留民保護のため陸軍部隊を中国内陸部に派遣するというもので、爾後の日本の対中國政策における重要な転換点となるものであつた。しかし、この重要な政策の変更は、その決定の経緯が明らかでなく、しかも唐突になされた感を否めない。

多くの先行研究、例えば馬場明<sup>(1)</sup>、佐藤元英<sup>(2)</sup>なども出兵の決定経緯については、この政策変更経緯の不透明さとともに政策変更の時期が幣原外交から田中外交への転換期にあたつていたことなどにより、田中兼摶外相の動向に焦点をあてたものが多く、政策決定機構内における陸軍省部と外務省の対応およびその背景に注目したものは比較的少ない。

本稿は、以上の観点にたつて第一次山東派兵の政策決定過程、特に出兵の決定過程に焦点をあて、政策決定機構内における陸軍省部と外務省の対応およびその背景について検討するものである。

### 一 出兵の背景 (二) 山東と日本

山東省は、中国本土の東端に位置し、東部は半島を形成、北部および西部は中国河北省（当時は直隸省）、南部は河南および江蘇の両省に接している。山東省内には、主要な鉄道路線として、膠濟鉄道と津浦鉄道の二線があつたが、このうち膠濟鉄道は、青島と濟南とを結ぶ重要な交通路線で、出兵にあたり日本は居留民の青島への避難と派遣軍の濟南進出などに利用した。津浦鉄道は中国東部における主要幹線で天津から濟南、徐州を経て南京浦口に至る中国東部を南北に縦貫する重要な交通路線であった。

膠濟鉄道沿線の諸都市のうち、青島は、良好な港湾を有していたため経済上、軍事上の価値が高く、一方、濟南は、膠濟鉄道と津浦鉄道の二線が交差し、交通および政治上の中心であつた。また、濟南は、從来「該地における全ての事件は中国側の管轄にあり」と、中国側が主張していた自開商埠地であった<sup>(3)</sup>。

第一次山東派兵が行なわれた昭和二年当時の山東省には、邦人は約一萬七千人ほどが在留していたが、その八割は青島に残り、濟南をはじめとする膠濟鉄道沿線に所在していた。

明治から大正にかけて、日本は、この山東の地に二度出兵している。その一は日清戦争で、その二は第一次世界大戦である。

このうち第一次世界大戦において、日本は、青島攻略後、膠濟鉄道（當時は山東鉄道）を接收し、山東省のドイツ権益の譲渡をはじめとする膨大な利権の獲得を含む二十一カ条要求を中国に提示した。そして、中国側の激しい反対にもかかわらず大正四年五月、この要求に基づく「日華条約」等を締結した。

その後、中国側は、執拗に条約の破棄を迫り、結局、大正十一年「山東懸案解決に関する条約」などが締結され、日本は、第一次大戦後山東省において獲得した権益の大部分を事実上喪失する。しかし、それまでの八年間の邦人企業および居留民の努力と辛うじて獲得した条約上の権利により、山東省における日本の権益は他国の追随を許さないものとなつた。この頃、山東省は、日本にとって南満州、上海につぐ重要な地域となつており、參謀本部は、戦乱の勃発が絶えない山東省の権益と居留民の保護には「深甚ナル考慮」をはらわねばならないとしている<sup>(4)</sup>。山東の地は、日中両国にとって「因縁の地」になつていたといいうる。

## (二) 中国国内の混乱

辛亥革命後、中国の統一を目指して北伐を開始した蒋介石率いる南方革命派（以下南軍と略称）の北伐は、順調に進展し、昭和二年三月二十

四日南京に入城した。ところが、同日南軍の一部による所謂「南京事件」が発生し、現地居留民のみならず日本国内に衝撃が走ることとなつた。この事件は、南京に入城した南軍の一部が日英米仏各国の領事館に乱入し、掠奪、暴行を加えた事件である。日本領事館にあつては、総領事の決断により、所在日本海軍を含め一切の武力行使を控え「無抵抗主義」に終始した。このような「無抵抗主義」は、一面、当時の弊原外相の中国に対する「内政不干涉」主義の徹底を示す証左であつたともいいう。しかし、事件を誇大に報道するジャーナリズムの影響もあって日本の国民党は激昂した。続いて、四月三日には「漢口事件」が発生した。世論は激昂した。

事態の悪化にともない、日本は、漢口居留民をはじめ揚子江流域からの居留民の引揚を開始したが、この「南京事件」と「漢口事件」は、このあと日本の山東出兵の背景として、大きな影響を及ぼすこととなつた。

## (三) 中国内戦に伴う警備問題

昭和二年四月にはいると中国内戦の場が北上し、戦乱の渦中となる濟南の居留民保護問題が浮上してきた。

日本政府の中国における居留民保護の方針は、従来、揚子江流域を含め海軍による沿岸地域の「現地保護」のほかは、一般に「引揚保護」によつていた。従つて、山東省特に济南の居留民保護について、政府の方針は駐兵権もない山東の奥地にある济南の政治的、地理的状況から「引揚保護」によらざるを得ないという点で一致していた。例えば、四月九日、济南居留民団は南京・漢口事件に鑑み、至急派兵保護するよう求め

てくるが外務省は、四月十一日、濟南居留民の保護に關し、陸海軍とも協議したが、予め軍隊を派遣して警備することは「地理上、政治上困難」として、膠濟鉄道を利用して、警官隊の保護下に青島に引き揚げさせる旨の訓令を發した<sup>(5)</sup>。外務省は居留民の意向にかかわらず、濟南居留民の保護に關しては、從来の方針どおり「引揚保護」によることを明らかにしたのである。

ところが、日本政府が懸念していた江蘇方面の戰況は、蒋介石率いる南軍が、四月中旬、北軍の反撃で、揚子江南岸に擊退されたことにより、一時的に山東情勢の沈静化を齎らすこととなつた。

一方、濟南問題とほぼ平行して、京津地区的治安維持問題が派生してきた。

四月六日、北京の列國軍司令官會議は守備兵力の倍増を提議し、これを受けて四月十五日、駐日英國大使は、京津地区的列國兵力を二個師団に増強する必要を申し入れた<sup>(6)</sup>。これに対し、出淵外務次官は、事態はさほど切迫していないと應酬した<sup>(7)</sup>。この間、四月十日には、天津の日本人商工会も居留民の生命財産の保護のため「大部隊ノ臨時増員ヲ迅速ニ実現」するよう請願した<sup>(8)</sup>。

四月十八日、駐日英國大使は、四月十五日とほぼ同様の趣旨の申し入れを行つた<sup>(9)</sup>が、成立したばかりの田中内閣は先の出淵回答と同一趣旨の回答を行うにとどまつた<sup>(10)</sup>。

五月十六日、北京の日英米仏伊公使館付武官會議は、北伐による「緊急事態」について協議し、駐華英國公使は日本の増兵について打診して

きたが、日本政府は、萬一の際、滿州からの軍隊の増派は考へてゐるが、現在は、その兵力を明らかには出来ない旨回答している<sup>(11)</sup>。

このような田中首相の非協調的ともいえる態度の背景には「斯クモ執拗ニ増兵ヲ主張スルハ囊ニ南京事件後急遽支那ニ派遣シタル最後ノ一ケ旅團ノ遣リ場ニ窮シタル結果カトモ認メラル」との見方があつた<sup>(12)</sup>。つまり英國の真意は、自國のみが突出して増兵することにならないよう日本を誘つてゐると見ていたのである。

四月十六日、外務省において外務・陸軍關係者による一つの重要な會議が開かれた。この會議は「滿州其他ノ警備方法ニ關スル外務陸軍係官會議」<sup>(13)</sup>といわれてゐるが、外務省亞細亞局の谷第一課長が、外務省の基本方針としていた在留邦人の引揚保護政策は、かつて行なわれた南支と異なり北支にあつては既に破綻し、事實上不可能となつてゐる事を認めめた点<sup>(14)</sup>で注目すべき會議となつた。しかし、山東の警備について、同課長は「滿蒙ニ対スル緩衝地帶トシテ濟南ヲ守ル」ことは一応尤もであるが、濟南を守るために余程の兵力を要し、この方面には、大兵力を派遣する「実がない、更に、出兵により南軍の北進を妨げることとなる」と中國国民の反発が懸念される、と述べた<sup>(15)</sup>。一方、陸軍省林軍事課長は「兵略上ハ濟南出兵ハ甚々有意義ナルト思考スルモ今日ノ所ハ未決ノ併トシ置キ度シ」<sup>(16)</sup>と述べたにとどまつたが、濟南への出兵は、陸軍として單に居留民保護の問題を越える多くの思惑が働いていたことの証左といつてよい。

昭和二年四月十七日、若槻内閣は、枢密院で金融恐慌対策が否決され、

対中国外交を批判されるにおよび総辞職する。かわって、四月二十日、対中國強硬外交を標榜する政友会の田中内閣が登場した。主要閣僚は、總理に田中義一、外相は田中總理の兼摶、藏相高橋是清、陸相白川義則、海相岡田啓介であったが、注目すべきは、田中總理の外相兼摶と外務政務次官に、対中国強硬外交推進論者の森恪が就任したことであった。

## 二 出兵の決定経緯

(一) 濟南居留民保護をめぐる国内の動向  
本来、この出兵については、当初、政府内にも賛否両論があり、政府としては必ずしも統一されていなかつた。

まず、閣僚内にあつて田中首相は、「出兵には消極的で「天津から一二ケ中隊位を青島に派遣する」という折衷案を示していたし<sup>(17)</sup>、高橋大蔵大臣も主として財政上の見地から出兵には反対の意向を有していた<sup>(18)</sup>。陸軍省部にあつても、当初、賛否両論があり、陸軍省の白川陸相、畠次官、阿部軍務局長は出兵に賛同していたが、參謀本部側は容易に賛同せず、特に荒木第一部長、松井第二部長は最後まで反対し、南參謀次長もこれを支持していたといわれている。參謀本部側の反対の論旨は、「濟南の地理的関係から現地保護のためには、戦略単位の部隊の派遣が必要であり、それは、必然的に「出兵によって不測の紛争を起こす危険がある」というものであつた<sup>(19)</sup>。

さて、陸軍省部と並ぶ政策実行機関であった海軍の対応は、どのようなものであつたか。周知のごとく居留民保護は、伝統的に海軍の担任事

項であつた。海軍は、これを「警備行動」と呼称し、艦隊の平時任務として規定している。

海軍は、陸軍省部の「出兵・現地保護」については、国際的にも国内的にも問題が多いと判断していた。

例えば、五月一日、軍令部の定例会議では、北支への出兵については「國際上可成出兵セサルヲ可トスヘシ」との意見が出されている<sup>(20)</sup>。しかし、これが五月五日の会議では、陸軍の出兵を海軍よりは提案はしないが「目下海軍ノ派兵ハ手一杯ナリ」とし、陸軍の協力を要する諸般の事情もあり、陸軍省部とは不斷の連携が必要であるとの意見<sup>(21)</sup>に微妙に変化する。

この諸般の事情とは、第一に、上海における陸戦隊の揚陸が長期にわたる場合、場合によつては陸軍による肩代わりの必要が生じること、第二には、「南京事件」に対する列国共同の膺懲行動において陸軍の協力が必要となること、第三には秋に予定されている特別大演習に備え、新たなる艦艇の中国への派遣は出来るだけ避けたいことなどであつた<sup>(22)</sup>。また、昭和二年三月、海軍は第三戦隊を青島に派遣し、五月には内地に帰還させるが、この帰還報告（五月十九日）では「濟南及膠濟鉄路沿線ノ居留民保護ノ為海軍兵力ヲ派遣スルハ不可能」とする意見が出されていた<sup>(23)</sup>。

これらを総合すると、海軍としては、完全にジレンマの状態にあつたといいう。すなわち、海軍としては、濟南及膠濟鉄路沿線の居留民保護は能力上出来ない、さりとて、陸軍の出兵については、積極的に賛成

はできない。しかし、陸軍とは協力関係を維持せざるを得ない事情があるという状態であった。

また、外務省にあっても、前若規内閣からの経緯もあり、これまでの外務省の居留民保護政策にあたつての施策の進めかたから見て、出兵に積極的であつたとは、到底考えられない。しかし、後程述べるように、外務省にあつても海軍と同様「出兵・現地保護」に反対しにくい事情が存在していた。

一方、在野にあつては出兵を要求する勢力がかなり存在していた。

例えば、田中首相に「前若規内閣の対華政策が不干涉に過ぎた」として熟慮を要望<sup>(24)</sup>した日華実業協会の渋沢栄一、児玉謙蔵、また「これまでのやり方を改め中国奥地の帝国臣民の保護について更に積極的な方策に転化すべき」として具体的な提案<sup>(25)</sup>をした宇垣前陸相などである。

## (二) 閣議における陸相の提議

昭和二年五月になると一時停頓していた南軍の北伐が再開された。南

軍は五月中旬、津浦線沿いに北上して徐州に迫った。一方、敗退した北軍は山東・江蘇の州境で南軍を阻止するに決した。河南および津浦線沿いの戦況は、山東のみならず河北就中京津地方にも波及し、再び濟南居留民が戦火に巻き込まれる危険が増大してきた。

このような混迷した事態の中であつて、五月二十四日の閣議において白川陸相は「北軍の戦況は不利となり、その濟南撤退も予期される。万一千濟南が戦禍の中心となるようでは、当地に在留している邦人多数の生命財産にも重大な関係が生ずる」と述べた<sup>(26)</sup>。この唐突ともいえる白川

陸相の提議により、爾後、日本政府の居留民保護政策は「出兵・現地保護」へと大きく傾斜していくこととなる。

白川陸相の提議は、なお明確さを欠いているが爾後の経過から「出兵・現地保護」の提議であつたことは疑いない。

閣議散会後、田中首相兼摂外相は、白川陸相及び岡田海相と協議し「南京、漢口事件のごとき惨を、再び、繰り返さざる如き機宜の処置をとることで合意する<sup>(27)</sup>。この一致した外務、陸軍、海軍各大臣の方針を受け、同日、二十四日午後、陸海各軍務局長、外務省亞細亞局長は、徐州方面で北軍が敗れた場合「最も手近の地点から事前に軍隊を派遣して在留邦人の保護にあたる」ことで合意し、ここに、濟南居留民保護について「予防出兵」することが決定した<sup>(28)</sup>。

この、政策決定は、閣議、関係局長会議の内容が、明らかでないことにより、さまざまな憶測をまき起こす結果となる。

## (三) 出兵要領の検討

ともあれ、五月二十四日のわずか一日で「出兵・現地保護」という政策の大転換が決定した。しかし、出兵の具体的要領、すなわち出兵の時期、場所、派遣兵力、方法などについて政府として策定したものは何もなかつた。ところが、同じ二十四日、先の関係局長会議の合意に基づき、その具体的措置として、外務省、陸・海軍省の各主務者により「濟南方面居留民保護ニ関スル件」が策定され、濟南に陸軍兵力を派遣することが明記された<sup>(29)</sup>。この派遣兵力について当初陸軍が想定したのは「万全ヲ期セシガ為ニハ充実セル一師団ヲ要スルモ差当リ某一部団ヨリ出シ得

ル最大限ノ平時部隊（五千）ヲ派遣」というものであつた<sup>(30)</sup>。つまり、最悪の事態に備えるとすれば、戦時編制の一師団が必要であるとするもので、陸軍省部の出兵にかける意欲が並みのものではなかつたことを示している。

さて派遣兵力についての陸軍省部の意向は以上の通りであるが、事はその通りには運ばない。すなわち、陸軍省部が山東方面使用兵力として当初予定したのは内地から第十六師団（京都）を起用する案であった。しかし「臨時議会ノ召集ヲモ必要」との高橋藏相の意向により、派遣時期を失することを懸念した陸軍省部は、一時満州に止めていた第十師団

（姫路）を山東、京津に分割使用することにした<sup>(31)</sup>。五月二十五日、陸

軍省部は「山東及北京方面派遣ノ兵數ニ関スル陸軍案」を外務省に提議した。それによれば「満州ヨリ歩兵四ヶ大隊及之ニ付属スル部隊ヲ派遣（約二千人）」とし、その実行として「直チニ満州駐屯軍ヨリ一千人ヲ不取敢青島迄派遣シ形勢ヲ見テ濟南ニ前進」させるというものであつた<sup>(32)</sup>。

同日、五月二十五日、外務省亞細亞局と陸軍省軍務局との協議で「濟南方面派遣軍ノ行動ニ関スル件」が策定された<sup>(33)</sup>。先に、満州からの派遣軍は、いつたん青島に止め、濟南への進出は状況によるとして派遣軍の行動に制限を加えたが、濟南での行動についても「濟南ハ單純ナル支那自開商埠地ニシテ外国租界ニ非ス」とし中國の主権擁護に配慮した。この間における外務省の対応は、陸軍の積極的な出兵政策に引きずられつつも兵力量の決定、派遣軍の行動規制において抑制的に行動し、一定の役割を果たしていたと見られる。

五月二十六日、首相官邸において田中首相と白川陸相の間で「濟南派兵ニ関スル協定事項」が締結された。この趣旨は、先の「山東及北京方面派遣ノ兵數ニ関スル陸軍案」について、その後、検討した結果、当面は可としても、将来の変化に際し、所期の任務を達成するためには、更に有力な部隊を増派せざるを得ない。よつて、この点についてあらかじめ總理の了解を得ておく必要があるというものであつた。注目すべきは、首相の承認を得ることを前提としつつも、派遣軍の濟南への進出時期を、陸軍が決定することになつていたことである<sup>(34)</sup>。

#### （四）出兵の閣議決定

さて、以上の協定事項は、五月二十七日の閣議に白川陸相の閣議案として提示される。閣議は「主トシテ対支政策上ノ顧慮ト財界ノ現況ニ鑑ミ真ニ必要ニムヲ得サル最小限ノ兵力ヲ先ツ青島ニ派遣シ該地ニ於テ待機ノ姿勢ニ在ラシメン」と決議し、先の協定事項のうち派遣兵力について、増派の含みを削除するなど一部修正して閣議決定した<sup>(35)</sup>。

五月二十四日の白川陸相の提議から四日後、濟南方面居留民保護に関する「現地保護」方式へと歴史的転換がなされたこととなつた。翌二十八日の上奏、裁可にともない、同日、歩兵第三十三旅団（岡山）の青島派兵に関する臨參命第二号が発せられた。

#### （五）出兵の反響

日本の出兵は、当然ながら中国官民からの激烈な反発を招いた。まず、六月一日、中国の北京、南京、武漢の三政府は相次いで日本の主権侵害

を非難し、抗議した。そして、出兵が広く知れわたるにつれ日貨排斥、対日経済断行の決議など大衆運動が激化し、上海、廈門、廣東でも排日の不穏行動が頻発するようになつた。<sup>(36)</sup>

一方、日本の出兵は在中国の列強には一般に好感を以て迎えられた。例えば、駐華米国大使は米国務長官あての報告の中で「日本が予防的な軍事手段を執つたことは、華北におけるどんな脅威的事態に対しても対抗する用意があることを知らしめる効果」があると述べ<sup>(37)</sup>、また英国は、日本の出兵を聞いて直ちに北京公使館の撤退を中止するとともに駐華英國公使は、六月一日、日本の出兵を歓迎する旨の発言をする<sup>(38)</sup>。

### 三 出兵の決定過程における政策決定機構内の対応

#### (一) 出兵決定過程における田中首相の動向

この「出兵・現地保護」政策の決定については、従来、森外務政務次官が躊躇する田中総理を説得し「強引にこれを押し切つた」とする論がある<sup>(39)</sup>。

以下、田中首相の本政策決定過程における動向について簡単に触れる。田中が英國の執拗な出兵要請に対し終始峻拒していたにもかかわらず、五月に入ると急に態度を変えて出兵に踏み切つたのは何故かという点については、これまでさまざまの推論がなされている。その代表的なものは次のとおりである。

第一は、田中には、南北妥協の見通しがあり、この是非が判断の別れ目となつたが、結局、田中はこの見通しについて確たる保証が得られな

いまま森の意見に同意した。田中としては、南京事件のような不祥事はあくまで避けねばならず、万全の予防措置を講ずる必要があつた。<sup>(40)</sup> 第二は、田中が出兵をためらつたのは、南北決戦はないとの見通しと高橋藏相の財政的進言であつたが、英國の執拗な出兵要請と少数兵力ならばとする判断に森と陸軍の突き上げがあり妥協した<sup>(41)</sup>。

第三は、田中の政策変更は、政友会の方針によるもので、森の強硬論もあつたかもしれないが、外務省の中ではすでに「現地保護」政策を積極的に推進する動きもあつた<sup>(42)</sup>。

いずれも、森の存在を無視できないが、田中の伝記によるかぎり、田中と森の関係は森が田中にそのような影響力を行使しうるほど大きくなかったと思われる<sup>(43)</sup>。結局、田中は、南北の妥協は無理としても南北の決戦は行なわれないと見通しのもと、高橋藏相の財政的意見により、大規模な出兵をためらつていたと見てよい。

このような判断にたつた田中が出兵に踏み切つたのは、列国との協調路線を維持する必要と国内世論をはじめとする諸般の情勢から少數兵力ならば出兵も止むを得ないとの判断が働き、そこに陸軍省部の強硬意見と外務省の消極的対応が動機となつて、派遣兵力を限定し、一挙に濟南まで出兵しなければということで妥協したと見られる。

出兵要領の検討で派遣兵力の上限を押さえたり、派遣軍の進出を当初青島にする二段階進出などの措置を講じたのは、このような背景があつたのである。

以下、このような田中首相の政策決定に影響を及ぼしたと見られる陸

軍省部と外務省の対応およびその背景について検討してみたい。

(二) 出兵にいたる陸軍省部の合意の形成とその背景

出兵について、省部間で、対立が見られたことは、先にふれた。

しかし、陸軍省部の主務者間では相当以前、少くとも五月中旬以来、北満、京津、山東、揚子江方面に対する派兵について、計画・準備を進めていた<sup>(44)</sup>。その検討結果は「山東方面派兵ノ場合、居留民保護ノ為少ナクモ平時師団一ヶ及所要ノ付属部隊（兵力総計約七千人）ヲ要シ」その到着までの期間を考慮すると「不慮ノ事態勃発ニ先立チ应急保護ノ処置ヲ講シ得ル姿勢」が必要であるというものであつた。また、従来、出兵に反対だった参謀本部は「兵力派遣ノ時機ニ関シ深甚ノ顧慮ヲ払フ」とし、政府の派遣時期決定に介入する姿勢を示している。

ともあれ、五月二十四日の閣議において、白川陸相が济南居留民の現地保護に關し提議したことは、陸軍部内において、出兵・現地保護の線で合意が形成されたことの証左であつたと見てよい。

次に、このように陸軍省部に「出兵・現地保護」で、合意が形成され、出兵を積極的に推進していく背景について検討してみたい。まず、陸軍が本件について本質的に有していた「戦略的判断」についてふれてみたい。

その第一は、戦時における山東省就中济南の戦略的価値である。济南について、参謀本部は「支那ニ於ケル南北経済中枢ノ中間ニ位シ津浦線ヲ遮断シ隴海線ヲ制シ易キヲ以テ其領有ハ華北地方作戦軍ト相俟其戦果ヲ確実ナラシメ致命的打撃ヲ与フルヲ得ヘシ」と判断していた<sup>(45)</sup>。この

地域に戦略単位の部隊を行動させておくことは決して無意味ではない。また、青島は、陸軍の年度作戦計画<sup>(46)</sup>にあつて、北支に行動する場合の上陸地として、塘古とならぶ要点でもあつた。

第二に指摘したいのは、济南への出兵は「満蒙への緩衝地帯」を形成する効果が認められることである。同地が「満蒙への緩衝地帯」としての価値を有することは、先に述べた外務省亞細亞局の第一課長の意見にも見られたが、日本政府は「満蒙に関する限り絶対に我特殊地位を擁護」することを明らかにしていた。济南は、陸軍省部にとり济南のみならず京津地区の安定と満蒙の権益擁護のため極めて重要な地域であつたといいうる。

第三は、陸軍が济南に進出することは、南軍の北伐に対して一定の掣肘を加えうることである。勿論日本政府は「内政不干渉」の立場からこのような意図はないことを再三言明するが、當時、その意図があるのでないかという疑念はかなり指摘されていた<sup>(47)</sup>。

更に見逃せない重要な問題は、出兵は居留民保護に止まらず権益の擁護をも可能にする点である。青島を含む济南鉄道沿線の日本の権益の擁護は、陸軍省部にとつても重大な関心を払わざるえない問題であつた。

次に、陸軍が有していた「对中国觀」について触れてみたい。

第一に指摘したいのは、陸軍には、従来から中国に対し、宥和的な態度を保持する若規内閣への反感が存在していた。すなわち「政府の対支方針は不干涉にすぎる」とし、これを放棄するよう主張していた白川陸相をはじめとして、関東軍を含む陸軍部内には、根強い対中国強硬派が

存在していた。<sup>(48)</sup>

第二は、南京事件を起こした南軍への膺懲的傾向である。南軍は、中国の主権回復、排外行動などナショナリズムが特に強い軍隊であった。この南軍に対し「南京、漢口事件によって飽くなき排外、排日を行なつて氣驕れる革命軍に対し、この機会に徹底的膺懲を加え軍の威力を示すにあらざれば」とする意見<sup>(49)</sup>があつたように、陸軍内には、この際南軍に一撃を加えるのも辞さないとする空気が生じてくる。特に、「無抵抗主義」に終始した海軍の「南京事件」への対処について、陸軍には特別な自負心があつたと見られる。

更に指摘したいのは、軍に対する国民の信頼感、期待感の存在である。「南京事件」を通じて醸成された現地居留民を含む国民世論の動向は、軍として無視できない。南京で海軍が無抵抗に終始したことは、必ずしも海軍の本意ではなかつたとしても、一面、軍に対する信頼感は大きく揺らぐ結果となつた。「南京事件」の教訓として「不覺ヲ執ラザル」の用意が最も緊要であるとの認識<sup>(50)</sup>が、陸海軍に定着する。

### (三) 保護政策転換時における外務省の対応とその背景

冒頭述べたように、「引揚保護」から「現地保護」への転換は、唐突に、しかも十分な審議を経る事無く行なわれたやに思われる。外務省のこのような「出兵・現地保護」への傾斜は、陸軍省部との事前協議の段階で、外務省が以下、述べるような背景もあって、陸軍省部との対決を避けたとしか考えられない。

この背景的要因について、以下、三点程提起して検討してみる。

まず、最初に指摘したいのは、華北にあつては、引揚保護そのものが既に破綻し、軍事力が主体となる現地保護によらざるを得ない状況になつていたことである。「引揚保護」と「現地保護」のいずれを選択するかは、極めて難しい問題であるが、大局的に見て「引揚保護」の選択が妥当であることは明らかである。

しかし、「引揚保護」の選択については、既述したように外務省の実務者レベルが華北における「引揚保護」の破綻を自認していた。破綻の原因は、居留民の増加とその内陸への拡散にあつた。前若規内閣時代には、居留民が危険にさらされる事態が生起すれば、遅滞なく安全な地域に移動させるか一時内地に帰国させるのが得策であるとしていた。しかし、このような方針は、沿岸部か居留民が少ない地域では妥当ではあつても内陸部のしかも数千人の規模となると簡単にはいかなくなる。

第二には、日本の対中國政策の基本ともいべき「内政不干渉」政策との矛盾である。居留民の安全を図るために、第一義的には現在進行中の北伐を中止させるか南北妥協を図らせるしかないのであるが、これを徹底して推進するためには、これまで繰り返し宣明してきた前若規内閣時代からの中国への「内政不干渉」政策を放棄せざるを得ないことになる。日本として、これを公式に進めた場合、居留民保護に藉口して内政干渉しているなどの誹りを受けかねない。

第三に指摘しなければならないのは、外務省には「居留民保護」に関し、外交交渉の当事者となるべき相手が実質的に交渉相手としての条件

を満たしていないことであった。政府と交渉しても出先の軍に対する統制力が期待できないため、保護の実効をあげるためには、結局、出先の中国軍との直接交渉しかないなど外交ルートによる交渉には限界があつたのである。

このような外務省の当事者能力の喪失ともいえる事態は、それが中国の内情に起因したものであつたとはいえ、居留民保護について同省が主体性を失いつつあつた証左であつたともいいうる。

以上のこととは、また、従来の居留民保護をめぐる日本の外交政策に、ようやく矛盾、破綻が生じ、日本がこれに有効に対処する平和的な方策を見いだしえないまま、対中国政策において外交が軍事に従属し始めた端緒として注目される

おわりに

以上、出兵にいたる政策決定過程において、政策決定機構内の二つの組織、陸軍省部と外務省の対応に焦点をあてて検討してきたが、前者は、出兵を推進するという立場において、後者は、出兵に反対することなく、むしろ、これに追随するという立場において、田中首相の決断に一定の役割を果たしたといいうる。この間における陸軍省部と外務省の対応は際立つて対照的であった。

陸軍省部のこのような積極的な姿勢は、前内閣時代からの対中国政策についての焦燥感のあらわれとも見られなくもないが、その根底には大陸政策全般について、陸軍省部が独自の政策を推進しようとしていた一

端がうかがえる。

一方、外務省は、これまで述べてきたように出兵要領の検討過程にあつて、派遣兵力量、派遣軍の行動規制について一定の役割を果たしていたことはいうまでもない。しかし、外務省は、その本来の所掌とともにえる居留民保護にあたり、事実上は出兵という基本問題で本質的な論議を経ることなく、陸軍省部との対決を避け、安易な妥協に走つたともいえるのである。

このことは、また、日本の政府、外務省、軍部の間で、対中国政策について中国情勢の変化の把握を含む統一された現状認識が欠けていたこと、更にこれを踏まえた国家としての対中国政策の基本構築がなされず、また、政策決定機構は、様々な思惑を持ちつつ現象的な事象に振り回されていてからであるともいえるのである。

#### 註

(1) 馬場明「日中関係と外政機構の研究」(原書房、一九八三年)。

(2) 佐藤元英「昭和初期対中国政策の研究」(原書房、一九九二年)。

(3) 植田捷雄「在支列国権益概説」(巖松堂、一九三九年)一五八頁。

(4) 参謀本部編「昭和三年事變支那出兵史」(巖南堂、一九七一年)十  
二頁。

(5) 外務省編「日本外交文書 昭和期I第一部第一卷」(外務省、一九八九年)六七八頁。

(6) 前掲「昭和初期対中国政策の研究」(原書房、一九九二年)三五頁。

- (7) 「支那内乱関係一件、国民軍ノ北伐関係、帝国ノ態度及政策関係」(外務省外交史料館所蔵)。
- (8) 前掲「日本外交文書 昭和期I第一部第一巻」四九四—四九五頁。
- (9) (10) (11) (12) 亞細亞局第一課「昭和二年十一月、最近支那関係諸問題摘要」(第五十四議会用) 第一巻(外務省外交史料館所蔵)。
- (13) 前掲「日本外交文書 昭和期I第一部第一巻」一四五頁。
- (14) 前掲「昭和初期対中国政策の研究」五九頁。
- (15) (16) 前掲「日本外交文書 昭和期I第一部第一巻」一四九頁。
- (17) 山浦貫一「森恪」(高山書院、一九四一年)六〇八頁。
- (18) 前掲「昭和三年支那事変出兵史」一二頁。
- (19) 御手洗辰雄「南次郎」(南次郎伝記刊行会、一九五七年)一五〇—一五一頁及び前掲「森恪」六〇八頁。なお、国際政治学会編「太平洋戦争への道1」(朝日新聞社、一九五七年)四五六頁では、参謀本部側の反対の真意は、より大規模な出兵への主張からきているとしている。
- (20) (21) (22) 「時局打合会記事」(軍令部第二課「警備事件関係綴、自昭和二年至昭和九年、一分冊ノ一」(防衛研究所図書館所蔵)所収)。
- (23) 「第三戦隊青島警備報告 其二」(海軍省「昭和二年、公文備考、艦船十二」巻四十一「防衛研究所図書館所蔵」所収)。
- (24) 「東京朝日新聞」昭和二年五月二十九日付。
- (25) 宇垣一成「宇垣一成日記 I」(みすず書房、一九六八年)五六八—五七〇頁。
- (26) (27) (28) 高倉徹一「田中義一伝記」下巻(田中義一伝記刊行会、一九六〇年)六二〇—六二二頁。
- (29) 前掲「日本外交文書 昭和期I第一部第一巻」六八四—六八六頁。
- (30) 同右、六八五頁。
- (31) 前掲「昭和三年支那事変出兵史」一二頁。
- (32) 「支那内乱関係一件、国民軍ノ北伐関係、帝国ノ出兵、撤兵関係」(外務省外交史料館所蔵)。
- (33) 前掲「日本外交文書 昭和期I第一部第一巻」六九〇—六九一頁。
- (34) 同右、六九一—六九二頁及び前掲「昭和三年支那事変出兵史」一二一三頁。
- (35) 前掲「昭和三年支那事変出兵史」一二三頁。
- (36) 前掲「日中関係と外政機構の研究」一五一頁。
- (37) 島田俊彦「近代の戦争」第四巻(人物往来社、一九六六年)八三頁。
- (38) 前掲「日本外交文書 昭和期I第一部第一巻」五〇一—五〇二頁。
- (39) 森島守人「陰謀、暗殺、軍刀——外交官の回想」(岩波書店、一九五〇年)一二三頁。
- (40) 前掲「日中関係と外政機構の研究」一四九—一五〇頁。
- (41) 前掲「近代の戦争」第四巻、九八—九九頁。
- (42) 前掲「昭和初期対中国政策の研究」五九—六〇頁。
- (43) 前掲「田中義一伝記」下巻、六四三—六四四頁。
- (44) 前掲「昭和三年支那事変出兵史」一二頁。
- (45) 参謀本部編「山東省兵要地誌概説」(参謀本部、昭和二年)。

(46) 「昭和四年度陸軍年度作戦計画」（防衛研究所図書館所蔵）。

(47) 例え、【東京朝日新聞】（五月二十九日付）は「張（張作霖）氏の覆滅を帝国に不利とし政府遂に出兵を断行」（括弧内、筆者）とし、出兵の目的は居留民保護のみではなく日本軍が済南に進出すれば南軍が進路を変更して河南に向うことを期待し、間接的に北軍の潰乱を防止する目的を有していると述べている。

(48) 大正十三年十月二十一日付田中義一宛白川義則書簡（「田中義一文書」第三十二巻〔国立国会図書館所蔵〕）二九一一二九二頁。

(49) 前掲【森恪】六一八頁。

(50) 防衛厅防衛研修所戦史室「戦史叢書 中国方面海軍作戦(1)」（朝雲新聞社、一九六九年）一五五頁。